

2022年度第1回さぬき市人権擁護審議会 会議要旨（要約）

- 1 日 時 2022年12月21日（水） 10:00～11:35
- 2 場 所 さぬき市辛立文化センター 集会室
- 3 出席者 【委員】 島崎委員 平野委員 木村委員 岡村委員 朝倉委員
多田委員 田村委員 金子委員 國方委員 長田委員
中村委員 和田委員
【事務局等】 大山市長 山下市民部長 山田人権推進課長 石原副主幹
今井主査 和田館長 杉本相談員
欠席者 大山委員 喜岡委員
傍聴者 0名
- 4 議 題 議題1 「さぬき市人権・同和問題意識調査」の実施について
議題2 その他
- 5 会議の内容は、次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	2022年度第1回さぬき市人権擁護審議会を開催します。 はじめにさぬき市長大山茂樹が御挨拶を申し上げます。
(市長)	(市長あいさつ)
(事務局)	今回は、委員改選後初めての会議なので、大山市長から委嘱状又は任命書の交付を行います。 (委嘱状交付) ありがとうございました。よろしく申し上げます。 ここで、委員の皆様の自己紹介をお願いするとともに、事務局の自己紹介をさせていただきます。 審議会規則第5条第1項により、議長は会長が行うと定められておりますが、まだ選出がなされておられません。選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。まず、「会長と副会長の選任について」です。会長と副会長は、さぬき市人権擁護審議会規則第4条の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。
(委員)	(事務局一任の声)
(事務局)	事務局一任との声がありましたが、事務局に一任させていただくということでご異議はございませんでしょうか。
(委員)	(拍手)
(事務局)	ありがとうございます。ご異議がないようですので、事務局案をご提案します。会長に喜岡淳委員、副会長に田村実委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
(委員)	(拍手)
(事務局)	ありがとうございます。喜岡会長ですが、本日欠席となっておりますので、田村副会

	<p>長からひとこと御挨拶をお願いします。</p> <p>(副会長挨拶)</p> <p>(副会長) (事務局) それでは、諮問書の交付を行いますので、当審議会を代表して田村副会長、お受け取りをお願いします。</p> <p>(市長から諮問書の交付)</p> <p>只今市長から諮問書がありましたので議事に移りたいと思います。これよりの進行は副会長をお願いします。</p>
(副会長)	<p>それでは、議事に入る前に、会議の傍聴についてお諮りします。なお、会議につきましては、非公開とする案件でない限り、原則公開となっておりますが、本日は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためお控えいただいております。</p> <p>本日の議題であります「さぬき市人権・同和問題意識調査」の実施について事務局から説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>(事務局説明)</p> <p>(副会長) 事務局の説明に対してご意見がありましたらご発言、お願いします。</p>
(委員)	<p>「思いやる」という言葉をよく使用するが、表現方法についてお尋ねしたいのと、資料の文字をもう少し大きくしていただけるとありがたいです。あともう一点、問4-1「どのような人権侵害を受けましたか。」の問いに対しての回答方法は回答しづらいのではないのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>表現のあり方についてですが、人権教育であったり、研修を受けていく中で「思いやる」という表現よりも、「寄り添う」「向き合う」「思い合う」と表現した方が良いのではないかと考え、表現の見直しをさせていただいております。文字の大きさについては、次回送付する際に配慮させていただきます。問4-1についてですが、事務局の素案として具体的な問いの方が回答しやすいかと思いましたが、前回の内容の方が回答しやすいのであれば変更させていただきます。</p>
(委員)	<p>私も問4-1ですが、今回の素案の方が答えにくいと感じました。具体例がないと回答しにくいと感じました。前回の質問内容の方が回答しやすいように思います。あと、問6の項目ですが、迷信についてあげられた例だと思うのですが、例えば最近よく言われているアンコンシャス・バイアスなどの思い込みとか刷り込まれていることなどの事例を挙げた方がより分かりやすいと思いました。質問内容がここだけ具体的な問いに感じたので、例えばこんな思い込みはありませんかといった事例をいくつか挙げてその中に仏滅の内容を含めていく方法も良いように感じました。</p>
(事務局)	<p>内容について検討します。</p>
(委員)	<p>調査対象の年齢についてですが、前回と同様とするとのことでしたが、小学生や中学生の未成年のいじめ等を早期に発見することを考えると未成年も調査対象に入れると、早期発見に繋がる場合もあるのではないのでしょうか。もう一点、これまで旧町で数を決めて調査していたが、今回から変更するとのことでしたが、配分についてはどのようになりますか。</p>
(事務局)	<p>いじめの早期発見に繋がる場合もあるかと思えます。ただ、無記名での回答となり、回答が難しい箇所もあり、年齢については20歳以上としていたかと思えます。もう一点、地域の配分はなくし、男女・年代別で2,000名を均等に無作為で進めていこうと考えております。</p>
(委員)	<p>人権問題は、本当に難しい問題だと感じています。同和教育の中で、差別問題は地域</p>

	<p>に入って初めて差別問題が解決していくと思います。一般的に、学校では相手の立場になって考えなさい、思いやりの言葉を持ちなさいなどいろいろ言われるが、今現在、平和な日本で人間が人間を差別していることをどう思いますか。本当に苦しんだ同和地区の人の思いを考えると耐えられないこともあると思います。生まれた場所で差別を受ける苦しみは体験した人でないと分からないと思います。どの差別問題でも同じだが、差別の現実に向き合った人でないと分からないと思います。これからは、一人ひとりが体験をして、日本が平和になるような対策を練って欲しいと思います。</p>
(副会長)	<p>こういった思いを踏まえて、意識調査の内容について考えていきたいと思います。</p>
(委員)	<p>設問で回答は1つ、3つ、複数となっているが、全て大事であると感じるので3つに絞るのは難しいと感じます。何か意味があって個数を決めているのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>アンケートに回答される方が、重要と思っているものを3つ挙げてくださると表現を変更しようと思いますが、いかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>全て重要であると感じるので、なかなか絞りにくいです。全てを選ぶことはできないのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>確かに全て大事ですが、分析して傾向を見る必要があるので、特に注視しなければならない課題はどれなのか、立場によってどのような傾向があるのかの結果を求める必要もあり、数を絞ることも必要かと考えています。</p>
(事務局)	<p>全て重要であると思いますので、表現の方法について、検討します。</p>
(市長)	<p>回答者が特に重要なものを回答してもらうよう表現をしてもらいたいのと、調査の分析を人権研究所でもらうので、他の類似調査で選択肢の方法として3つが標準なのか、もう少し増やしているのか、複数回答可としているのか、設問も含めて意見を聞き、次回検討してもらえますか。</p>
(事務局)	<p>人権研究所に確認をして、次回お答えしたいと思います。</p>
(市長)	<p>全員が複数に回答すれば、分析の際に特に重要な箇所を抽出しづらいこともあるので、過去の例を確認し、具体的に議論していけたらと思います。</p>
(副会長)	<p>問1についてお聞きします。回答に迷った時に、「3. どちらとも言えない」を選択する傾向があるので、立場をはっきりするために3をのけている調査も多いようです。前回の調査の際は、3をのけています。傾向を掴んで回答者の意識をはっきりさせるのであれば、3がない方がよいのか、選択する余地を残すためにこのままにしておくのか検討していただきたいです。2つ目に、問1・2についてですが、人権や人権意識は他の人に説明しにくく、捉え方が人によって違ってきますが、その問いが最初に出てくるよりも、最後に聞いた方が分かりやすいのではないかと感じます。あと、問2 1のオですが、「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をするべきだ」の「安全対策」とはどのような意味なのかお聞きしたいです。</p>
(事務局)	<p>問1・2の設問場所について、検討します。「どちらとも言えない」立場をはっきりさせるためという箇所についても皆さんの意見をもう少しお聞きした上で、検討します。問2 1については、情報漏洩という意味で記載していますが、もう少し具体的に書くか、注釈をいれていきたいと思います。</p>
(副会長)	<p>問1の「3. どちらとも言えない」ですが、皆さんのご意見をお伺いします。傾向をはっきりさせるために、項目を入れておくべきか、無い方がはっきりするかどちらが良いですか。ご自身が市民のアンケートする場合にどのように考えるか、ご意見がありましたらお願いします。</p>

(委 員)	問1の性別を問う質問で、「その他」はどういう意味で入れたのか理由を教えてください。
(事務局)	設問については、以前であれば、男性・女性という表現でしたが、現代の課題の一つにもなっていますし、性的マイノリティの方は自分が男性の体をしていても心は女性と言う方もいらっしゃいますし、その反対の方もいます。また、自分の性別を決めたくない、決められないと言う人もいます。男性にも女性にも当てはまらないという考え方から、その他で答えていただくようにしています。
(委 員)	その他の表現について変更した方が良いのではないかと思います。
(事務局)	問いの方法として、「性別を教えてください。」としていますが、「自認する性でお書きください。」とするか検討します。
(副会長)	最近、行政の手続きの申請書類で性別の欄を削除していく自治体も増えてきていると聞いています。ですから男性、女性を区別する必要はないという傾向は最近多いのかなと感じていますので、性別を聞かない調査もあるのかなと思います。属性について旧町単位をのけるのであれば、性別ものけても良いのではないかなという考え方もあると思います。
(市 長)	性別の話は、具体的に自分が考えている性について表現出来れば良いのですが、おそらく出来ないで、出来ない部分をその他という部分で調査させてもらっています。性別がいないというのも一つの考え方であると思いますが、調査を行う上で、例えば女性と知っているがゆえに不合理な事が起こっている、男性の場合はどうかというのを調査で測りたいと思っています。例えば、女性の方の立場から感じている問題の傾向を見る事が出来ると考えています。心配しているのは、設問を難しくすることで答えない人が増えると元も子もないし、簡単な設問とすると調査として意味がないのではないかと考えています。次回の会の際にお示ししますので、ご審議いただきたいと思います。
(副会長)	問1の「どちらとも言えない」という項目を入れた方がいいのかご意見お願いします。
(委 員)	回答する人の意識によっては、判断に迷う事があると思いますので、「どちらとも言えない」があっても良いのではないかと思います。
(事務局)	分析した時に、「どちらとも言えない」の結果をどう捉えるか、施策に反映していく場合、「どちらとも言えない」と回答した方がどちらに変化していくのかということもありません。
(委 員)	どちらでもないという人にこの活動を知ってもらうのが啓発活動ではないでしょうか。
(市 長)	どちらとも言えないという人が多いという事は、市民の意識がまだまだ進んでない証になると思います。もし9割の人がどちらとも言えない、分からないと言う事は、今までしたことの効果がないということではないでしょうか。自分の意見を言うようにしてもらうために、どういった方法が良いのか次回示してはどうでしょうか。
(事務局)	内部で協議します。
(市 長)	アンケート調査は、アンケートの仕方で回答が変わってきます。自分が望んでいるものを選択してしまう傾向があるので、委員の皆さんの意見を踏まえて次回お示し出来ればと思います。
(副会長)	意識調査をすると同時に、2,000名にはありますが、市民に啓発をしていくという意味が大きいと思います。例えば、パートナーシップ宣誓制度をさぬき市は4月に導入しましたが、どれだけの市民が理解しているのかを測れると思います。啓発をして

	いく一つ的手段として考えていくことが大事だと思います。他にご意見等はございませんか。
(委員)	(質問・意見なし)
(副会長)	他に意見がないようですので、議題1について承認することに決定いたしました。事務局より「その他」として何かありましたらお願いします。
(事務局)	(事務局説明) <ul style="list-style-type: none"> ・2022年人権啓発関係について ・登録型本人通知制度について ・身元調査おことわりステッカー及びパンフレットについて ・パートナーシップ宣誓制度について ・第2回人権擁護審議会の日程について
(委員)	登録型本人通知制度についてですが、もし問合せする場合、どのようにすれば良いか、対応方法についても記載してはどうでしょうか。
(市長)	自分のためというより、多くの市民のみなさんが登録すれば抑止効果にも繋がると思います。もし通知が来た場合、どうしたら良いのかと思う人もいるので、その場合、連絡いただければ説明できるのではないのでしょうか。
(事務局)	配布している資料に、登録方法や、個人情報の開示請求についての問合せ先を記載していますので、ご連絡をしていただければと思います。
(委員)	もし心当たりがないのに、請求された場合はここに連絡してくださいという文書を入れておけば良いのではないかと思います。
(事務局)	登録は、市民課と総合支所で受付しています。制度についても説明した上で登録していただくようになっています。もし不十分な点があれば市民課と相談し検討していきたいと考えています。
(市長)	法的な権限があり、思い当たる所で請求することは違法ではありません。ところが、そうでない人が請求した場合、救済をするために登録のお願いをしております。正規の権利でしている場合もあるので、心当たりのない場合に問い合わせしていただきたいと思います。さぬき市全体として不正取得が出来ない市にしたいという風に考えています。登録する際に、丁寧に説明するよう事務局から担当課へ説明をお願いします。
(副会長)	他にご意見・ご質問はありませんか。それでは以上で、本日諮問を受けていた議題についての審議を終わります。本日は、長時間にわたり御審議、御協力大変ありがとうございました。
(事務局)	それでは、以上をもちまして、2022年度第1回さぬき市人権擁護審議会を終了します。ありがとうございました。
閉会	